

2-1. 調査の概要

1 調査の目的

近年、企業活動の国際化に伴う国内産業構造の変化、裁量労働制や派遣労働者の活用などにみられる人材調達の多様化、IT技術を活用した物流の効率化、消費者のライフスタイルの多様性に応じた新規事業の創出や業態転換など、中小企業を取り巻く経営環境は大きく変化してきています。

こうした環境変化の中、中小企業の育成及び発展に資する施策を企画・立案する上でも、中小企業全般に共通する事項について、経年変化を追い、業種別・企業規模別に、それぞれの特色、経営上の強み・弱みを始めとする幅広い事項を明らかにしていくことの重要性が従来以上に増してきています。

経済産業省中小企業庁では、中小企業基本法第10条の規定（定期的に、中小企業の実態を明らかにするために必要な調査を行い、その結果を公表しなければならない）に基づき、上記のような中小企業を巡る経営環境の変化を踏まえ、中小企業全般に共通する財務情報、経営情報及び設備投資動向等を把握するため、「中小企業実態基本調査」を統計報告調整法に基づく承認統計調査として実施しています。

2 調査の範囲

中小企業実態基本調査は、日本標準産業分類（平成14年総務省告示第139号）に掲げる大分類E - 建設業、大分類F - 製造業、大分類H - 情報通信業、大分類I - 運輸業、大分類J - 卸売・小売業、大分類L - 不動産業、大分類M - 飲食店、宿泊業及び大分類Q - サービス業（他に分類されないもの）のうち、別表に掲げる業種及び規模に属する企業（個人企業を含む。以下同じ。）から選定した企業について調査します。

3 秘密の保護

調査票に記入された内容については、統計法（第14条）によって秘密が保護されており、統計以外の目的、例えば徴税事務などに使用されることは絶対ありません。

4 調査対象期間

平成17年度決算期間

5 調査事項

- (1) 企業の概要 (名称及び所在地など)
- (2) 資産及び負債・資本、売上高及び営業費用、設備投資など
- (3) 従業者数
- (4) 取引金融機関
- (5) 委託の状況
- (6) 受注の状況
- (7) 工事の受注
- (8) 商品 (製品) の仕入先・販売先
- (9) チェーン組織への加盟状況
- (10) 電子商取引の実施状況

6 調査票の提出期限

平成 1 8 年 1 0 月 1 0 日

調査票は、各調査事項に記入の上、**1 0 月 8 日までに投函**するようお願いいたします。

7 調査票の提出先及び調査についての問い合わせ先

(1) 調査票の提出先

経済産業省中小企業庁事業環境部企画課調査室
〒100-8912 東京都千代田区霞が関 1 - 3 - 1

(2) 調査についての問い合わせ先

「中小企業実態基本調査」事務局
電話 (フリーダイヤル) : 0 1 2 0 - 4 3 4 - 3 6 9
受付時間 : 平日 (月 ~ 金) 9 : 0 0 ~ 1 8 : 0 0

8 調査票の集計

回収した調査票の集計及び分析結果は、中小企業白書に掲載するとともに、平成 1 9 年 3 月に本調査の速報を、平成 1 9 年度に調査報告書 (確報) を公表する予定です。

9 その他

中小企業実態基本調査は、統計報告調整法に基づく統計報告の徴集 (承認統計調査) として実施します。

調査の範囲

1. 業種の範囲

| 業 種 | 業 種 の 範 囲 |
|---------|---|
| 建 設 業 | 日本標準産業分類に掲げる大分類 E - 建設業 |
| 製 造 業 | 日本標準産業分類に掲げる大分類 F - 製造業 |
| 情報通信業 | 日本標準産業分類に掲げる大分類 H - 情報通信業 |
| 運 輸 業 | 日本標準産業分類に掲げる大分類 I - 運輸業のうち、 「中分類43道路旅客運送業」、「中分類44道路貨物運送業」、「中分類45水運業」、 「中分類47倉庫業」、「中分類48運輸に附帯するサービス業」 |
| 卸売・小売業 | 日本標準産業分類に掲げる大分類 J - 卸売・小売業 |
| 不 動 産 業 | 日本標準産業分類に掲げる大分類 L - 不動産業 |
| 飲食店・宿泊業 | 日本標準産業分類に掲げる大分類 M - 飲食店・宿泊業 |
| サービス業 | 日本標準産業分類に掲げる大分類 Q - サービス業(他に分類されないもの)のうち、 「中分類80専門サービス業(他に分類されないもの)」、「中分類82洗濯・理容・美容・ 浴場業」、「中分類83その他の生活関連サービス業」、「中分類84娯楽業」、「中分類85 廃棄物処理業」、「中分類86自動車整備業」、「中分類87機械等修理業(別掲を除く)」、 「中分類88物品賃貸業」、「中分類89広告業」、「中分類90その他の事業サービス業」 |

2. 企業規模の範囲

| 業 種 | 企 業 規 模 の 範 囲 |
|---------|--|
| 建 設 業 | 資本金3億円以下又は従業者300人以下 |
| 製 造 業 | 資本金3億円以下又は従業者300人以下 |
| 情報通信業 | 中分類37通信業 : 資本金3億円以下又は従業者300人以下 中分類40インターネット付随サービス業 : 資本金3億円以下又は従業者300人以下 小分類413新聞業 : 資本金3億円以下又は従業者300人以下 小分類414出版業 : 資本金3億円以下又は従業者300人以下 上記以外 : 資本金5千万円以下又は従業者100人以下 |
| 運 輸 業 | 資本金3億円以下又は従業者300人以下 |
| 卸売・小売業 | 中分類49～54の卸売業 : 資本金1億円以下又は従業者100人以下 中分類55～60の小売業 : 資本金5千万円以下又は従業者50人以下 |
| 不 動 産 業 | 小分類693駐車場業 : 資本金5千万円以下又は従業者100人以下 上記以外 : 資本金3億円以下又は従業者300人以下 |
| 飲食店・宿泊業 | 中分類72宿泊業 : 資本金5千万円以下又は従業者100人以下 上記以外 : 資本金5千万円以下又は従業者50人以下 |
| サービス業 | 小分類831旅行業 : 資本金3億円以下又は従業者300人以下 上記以外 : 資本金5千万円以下又は従業者100人以下 |